



宮崎労働局発表
令和2年9月1日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課
(担 当)
職業安定部長 大原 竜太
職業対策課長 早瀬 幸則
(電 話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
～延べ6.9万人の労働者の雇用維持を支援しています～

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

雇用調整助成金は、雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者にご活用いただいているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の迅速な支給決定を目指して取り組みます。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（8月26日現在速報値）

- 支給申請件数（①）：4,726 件
- 支給決定件数（②）：4,078 件 ○支給決定率（②／①）：86.3 %
- 休業対象労働者数（延べ人数）：68,881 人

【8月11日～14日に受理（363件）した申請の処理状況】（8月26日現在速報値）

- 支給決定を行ったものの平均処理日数：9.7日（最短処理日数：4日）
- 2週間以内の支給決定件数：312件（86.0%）
- 1週間以内の支給決定件数：48件（13.2%）

【参考】令和2年4月から7月までの支給決定を行ったものの平均処理日数
（8月26日現在速報値）

月	受理件数（件） ※括弧内は前月比（%）	支給決定を行ったものの 平均処理日数（日）
4月	35	25.1
5月	449（1,182.9）	11.7
6月	1,505（235.2）	15.3
7月	1,363（▲9.4）	10.2

※ 平均処理日数は、土日・祝日を含めた日数。

※ 雇用保険被保険者以外の方を対象にした緊急雇用安定助成金を含む。

※ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響への緊急対応期間として、令和2年4月1日から12月31日までの間、特例措置として大幅に助成率及び上限額の引上げを行うとともに、受給手続を簡素化しています。

雇用調整助成金に関するQ & A

1 雇用調整助成金の特例措置が延長されました

Q 1 雇用調整助成金の現在の助成率や上限額、受給手続の簡素化は9月末までの「特例措置」とのことだが、10月以降も休業の懸念があり、この特例措置はどうなるのか。

A 1

- 現在の感染状況や失業者の動向等を総合的に勘案すると、雇用調整助成金の特例措置の取扱いは、今後の経済・雇用調整を今しばらく見極めて上で判断することが適切と考えています。
- そこで、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に対し万全を期すため、本年12月末までは現行の特例措置（※）を維持することにした。 受給手続も変更ありません。

※ 助成率：最大100%（解雇等をしていない中小企業）
日額上限：15,000円 等

- 来年1月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、段階的に通常の制度に戻していくこととしています。

2 雇用調整助成金の申請期限が延長されました

Q 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて本年4月と5月に休業したが、担当者に休業を命じていたこともあって、まだ雇用調整助成金の申請手続ができていない。これからでも手続は可能か。

A 2

- 雇用調整助成金は、通常は、判定基礎期間（※1）の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、今般、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業については、令和2年9月30日まで（※2）申請ができるようになりました。

※1 休業の判定が行われる賃金締切日の翌日からその次の締切日までの期間

※2 従来、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの申請期限の特例として令和2年8月31日までとしていましたが、延長しました。